

クウェートにおける問題点と要望

| 区分             | 経由団体*   | No  | 問題点                    | 問題点内容  | 要望  | 準拠法   |
|----------------|---|-----|------------------------|--|---|-------|
| 9輸出入規制・関税・通関規制 | JEITA<br>日機輸  | (1) | 船積前検査義務付け              | ・通関時、第三者機関による出荷前商品検査証が必要であるが(サウジ:SASO、クウェート:KUSO)、コストが非常に高額である。検査の内容も頻繁に変更される。クウェート向け出荷前商品検査は100%実施。   | ・出荷前検査が必要な国は世界でも数少なく、対象国に制度廃止を打診していただきたい。<br>・出荷前検査を実施する国は少数であり、制度廃止を要望する。  | 税関関連法 |
|                | ・クウェート独自の認証制度(KUCAS: Kuwait Conformity Assurance Scheme)への対応として、輸入をするために、出荷前製品検査を強いられており、供給リードタイムに影響するうえ、検査費用負担がある。 |     |                        |  |   |       |
|                | 日機輸   | (2) | 貿易書類における領事査証取得義務       | ・インボイスなどの貿易書類において、領事査証が必要。コストや余計なリードタイムが発生する。<br>・輸入通関書類にもビザの取得を義務付けられており、ビザの取得に時間、手間、コストを要する。   | ・領事査証の要求が残っている国は世界でも数少なく、対象国に制度廃止を打診していただきたい。<br>・書類へのビザ取得ルールの撤廃。   | 税関関連法 |
|                | 日機輸   | (3) | 危険品輸入規制に関するガイドラインの不透明さ | ・Environmental Public Authority(EPA)承認を取得するためには、査証を取得した輸入通関書類の原紙を提出後数日間必要となるため、航空便の輸送時には空港出留め置きとなるケースが多発している。<br>・危険品輸入については、Environmental Public Authority(EPA)という機関の承認が必要であるものの、どのアイテムが危険品に該当するかというルールは明確になっていないため、疑わしきものは全て危険品として輸出する必要がある。 | ・EPA 承認取得の簡略化。<br>・危険品の明確化。   |       |
| 14税制           | 日機輸   | (1) | 留保金制度適用による不合理          | ・クウェートでの石油精製、石油化学、天然ガス処理、液化天然ガス(LNG)プラント等の建設プロジェクト(設計・機材調達・建設一括請負)では、税務当局から発行されるNo Objection Certificate や Tax Clearance Certificate と呼ばれる、いわゆる納税義務完了通知書の取得まで契約金額の一部(=クウェートは5%、カタールは3%)を留保される制度があり、資金回収面で期間の不利益が生じる。                           | ・左記のような留保金(リテンション)制度を適用しないでいただきたい。  |       |
|                | 日機輸   | (2) | 広範な課税対象範囲              | ・クウェートでは、プラント輸出契約(設計・機材調達・建設の一括請負契約)において契約金額総額が課税対象になる。そのため設計役務など当該国外(例えば、日本、第三国など)において提供された役務についてもすべてが課税対象になる。特にクウェートでは、韓国等の一部の国が国外提供役務に対する免税を勝ち取っており、日本がそれらの国とプラント輸出で競合する場合、税制上不利になる。  | ・プラント輸出契約(設計・機材調達・建設の一括請負契約)において設計役務などプラント建設国外(例えば、日本、第三国など)にて提供された役務については、課税対象外にしていただきたい。<br>・恒久的施設(Permanent Establishment: PE)に帰属する所得を当該国での建設部分のみとするよう租税条約に明記頂きたい。<br>・特にクウェートにおいて韓国等と競合する場合、税制面で不利を被らないようにしていただきたい。 |       |

\*経由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 区分 | 経由団体*                     | No  | 問題点          | 問題点内容   | 要望   | 準拠法  |                      |
|----|---------------------------|-----|--------------|---|--|--|----------------------|
|    | 日機輸<br><br>日機輸<br><br>日機輸 | (3) | 租税条約の不適正な運用  | <p>・租税条約上、PE に帰属する所得のみを事業所得の対象となっているが、現地の課税当局の解釈上、現地で発生するすべての収入を PE の申告対象としている。例えば、現地 PE に帰属しないサービス提供(例: 数日の出張ベースによるサービス提供)も PE に帰属する所得として解釈されており、現地で課税される。また、日本で製造した機器の現地への販売に係る対価も申告対象とされている(但し、収入 = 費用として申告し、所得が発生しない)。</p> <p>・2008年にクウェート税法が改正され、同時期に日本との間で租税条約が締結されているが、実際にはこれが反故にされており、本来であればクウェート現地で発生したコスト(指導員のホテル代やレンタカー代等)は現地税務申告時に控除されるべきであるにも拘らず否認されている。</p> | <p>・現地当局との意見交換等を通じて、租税条約に基づき PE に帰属する所得の定義を適正に解釈し、該当所得のみを申告の対象とするよう現地の実務対応を明確していただきたい。</p> <p>・租税条約の順守。</p>  |  |                      |
|    | 日機輸                       | (4) | 税務調査の大幅遅滞    | <p>・現在、当社の納税証明書が発行されるのに5年程度掛かっている。同国法上、納税証明書が発行されるまで案件契約額の5%が Withhold されることから、当社キャッシュフローを大きく毀損している。</p>  | <p>・税務調査の早期実施。</p>   | <p>・Ministerial Order No.44 of 1985</p>  |                      |
| 16 | 雇用<br><br>日商<br><br>日機輸   | (1) | スポンサー制度による弊害 | <p>・就労 VISA や限定地域へのパス取得は、スポンサーを介しての手続きとなるため、無用な長時間・手間が掛かる。また、行政令や管轄官庁窓口での取り扱い方法が頻繁に変更となるため、取得に手間取ることが多々ある。</p> <p>・Work Visa (就労 Visa) 取得に関しスポンサーを介しての手続きになり、又関係各庁での手続きに時間がかかり、取得に手間取ることがある。具体的には弊社新所長が16年4月に赴任すべく Work Visa 取得申請を3月より開始するも、約2カ月弱はかかり4月末の赴任となった。</p>  | <p>・スポンサー制度の廃止。</p> <p>・行政令の明確化と維持・徹底。</p> <p>・Visa, 各種許可証取得手続きに係る簡略化・短縮化、スポンサー制度の見直し。</p>   | <p>・会社法</p> <p>・スポンサー制度関連法</p> <p>・雇用関連規則</p>                                    |                      |
| 23 | 諸制度・慣行・非能率な行政手続           | 日機輸 | (1)          | 本社経費の付け替えの制限  | <p>・クウェートでの石油精製、石油化学、天然ガス処理、液化天然ガス(LNG)プラント等の建設プロジェクト(設計・機材調達・建設一括請負)においては、個別プロジェクトにて発生する販売費及び一般管理費や工務部門間接費の付け替え(賦課)について、カタールでは(売上高 - 外部仕入高)の3%、クウェートでは3.5%しか認められず、オマーンにおいては売上高の3%、もしくは本社販管費の3%しか認められない。</p> <p>個別プロジェクトの遂行過程では、本社機能や間接部門のサポートも不可欠であるが、プロジェクトをサポートする上で発生する人件費や経費は、上記の見做し額では実状とかけ離れたものとなっている。</p> | <p>・個別プロジェクトにおいて発生する販売費・一般管理費や工務(製造)部門間接費については、発生の実状に則したレベルでの付け替えを認めていただきたい。</p> |                      |
| 25 | 政府調達                      | 日機輸 | (1)          | 投資関連入札における情報開示の不十分さ   | <p>・大型電力・水投資案件の入札過程で、当国で電力・水供給不足が数年後に明らかになるのに、入札後約1.5年も経ってから案件自体をキャンセルとした事案あり。かかる非効率的な事案は、次期投資案件への参加を躊躇させかねない。</p>   | <p>・投資入札案件の円滑な手続き、入札者への十分な事前説明を実施する様にお願いしたい。</p>                                 | <p>・クウェート IWPP 法</p> |

\* 経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。